

浦安市災害廃棄物処理計画（概要版）

4) 生活ごみの処理

平常時の収集運搬のルートで行う。道路の被災状況等により、収集ができない地域がある場合は、市民仮置場等に一時的な保管場所を設置し、収集のルートを変更する。

収集したごみについては、原則として仮置場には搬入せず、収集を行った当日中に浦安市クリーンセンターへ搬入する。

5) 避難所ごみの処理

平常時の収集運搬のルートに、避難所を加えて収集運搬を行う。被災状況によっては、平常時のルートを制限し、避難所を優先させたルートで収集運搬を行う。平常時の収集運搬ルートに避難所を加えることが困難な場合は、一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託する。

避難所ごみが滞留してしまうと害虫や感染症の発生が懸念されるため、避難所開設後、速やかにごみの収集運搬を開始できるよう収集体制を整備する。

なお、浦安市直下地震発生時における避難所から発生する生活系の発生量は、1日後が約51tと想定する。

表 避難所からの生活ごみ発生量

区分	1日後	1週間後	1ヶ月後
避難者数（人）	89,811	83,812	50,820
避難所からの生活ごみ発生量（t）	50.6	47.2	28.6

※浦安市地域防災計画の数値を基に算出

6) し尿の処理

平常時の収集運搬と併せて避難所等の仮設トイレのし尿の収集運搬を行う。

避難所等の仮設トイレのし尿は、避難所開設後翌日から収集が必要となるため、必要な車両の台数と手配先を具体的に検討する。また、仮設トイレの配置先及び配置基数、処理先（投入施設）、道路状況を考慮し、し尿収集運搬計画を策定する。

浦安市直下型地震発生時における発災直後の仮設トイレ必要設置基数は1,246基、し尿収集必要量は170kl/日と想定する。なお、自区域（市内）での処理が困難な場合は、他市町村による広域的処理を行う。

表 仮設トイレ必要基数

区分	仮設トイレ必要人数（人）		仮設トイレ設置目安（人/基）	仮設トイレ必要設置数（基）
	避難者数	断水による仮設トイレ必要人数		
発災直後	89,811	9,887	80	1,246
1週間後	83,812	4,672		1,106
1ヶ月後	50,820	1,171		650

※浦安市地域防災計画及び千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針の数値を基に算出

表 し尿収集量

区分	発災直後	1週間後	1ヶ月後
し尿収集量（kl/日）	170	151	89
浄化槽汚泥収集量（非避難者）（kl/日）	0.12	0.13	0.18

※浦安市地域防災計画及び千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針の数値を基に算出

1. 計画策定の目的

災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、本市の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定め、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することにより、災害発生後の環境衛生を確保し、被災地域の早期の復旧・復興に資することを目的としている。

2. 計画の基本的事項

1) 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「災害廃棄物対策指針」を踏まえ、「浦安市一般廃棄物処理計画」及び「浦安市地域防災計画」「千葉県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理に関する本市の基本的な考え方を示すものである。

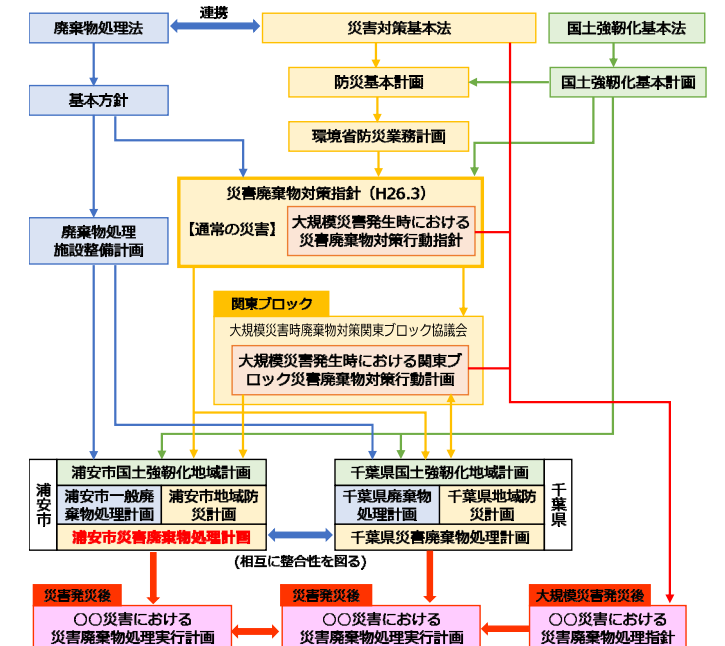


図 計画の位置づけ

出典：市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）を基に作成

2) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、地震災害、風水害その他の自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物とする。また、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物も対象とする。

表 対象とする災害廃棄物

区分	種類
災害廃棄物	不燃性混合物、可燃性混合物、木質系廃棄物（木くず）、コンクリートがら、金属くず、廃家電、廃自動車、腐敗性廃棄物等
生活ごみ、避難所ごみ、し尿	生活ごみ※、避難所ごみ、仮設トイレのし尿

※ 平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。

出典：災害廃棄物対策指針（環境省）を基に作成

3) 被害想定

本計画は「浦安市地域防災計画」で想定地震として設定されている「浦安市直下地震」を被害想定とした。発生時期等の条件は右のとおりである。

表 想定する地震の条件

震源	浦安市直下地震 震源を浦安市直下約5.1km、マグニチュードを7.1に設定
発生時期	冬季午後6時：火気器具の使用が多く、火災発生率が高くなる季節・時間帯
風速	8m/s

出典：浦安市地域防災計画を基に作成

4) 災害廃棄物処理に関する基本方針

災害廃棄物の処理に係る基本方針は右に示すとおりである。

資源化	災害廃棄物を復旧・復興時における有用な資材ととらえ、可能な限り資源化する。
減量	非常災害時であっても、できる限り効率的に分別・選別、中間処理、再生利用等により災害廃棄物を減量し、最終処分量を低減する。
処理施設	最大限、本市内施設を利用して処理を行うことを優先する。処理期間内に処理できない場合は、広域処理や民間処理施設などを活用する。
処理期間	災害廃棄物の処理の遅れが被災地の復旧・復興の妨げとならないように、可能な限り短期間での処理を目指す。(3年以内で処理を終了)
処理の透明性・経済性	緊急性や処理の困難性を考慮するが、合理的な処理方法を選択し、経済的な処理を行うとともに、透明性の高い契約手順を確保する。

出典：「千葉県災害廃棄物処理計画」を基に作成

5) 災害廃棄物の処理スケジュール

処理期間について、大規模災害は災害発生から概ね3年以内の処理完了を目標とするが、災害規模に応じて可能な限り短縮に努めるなど適切な処理期間を設定する。

項目	初動対応期		応急対応期				復旧・復興期			
	24時間	3日	前半 1週間	3週間	後半 1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年目	2年目	3年目
計画内容の確認	■									
災害廃棄物発生量の推計	■		■							
処理実行計画			■				見直し			
災害廃棄物処理事業費補助金関連業務					報告書データ作成			報告・査定		
処理の進捗管理			■							
市民仮置場の設置・運営	仮置場の確保		■							
一次仮置場の設置		場所決定・準備	■							
二次仮置場の設置			場所決定・準備	■						
環境対策・モニタリング	■									
仮設トイレの設置	設置・収集体制確保	収集運搬・処理		■						
生活・避難所ごみ・し尿の処理	設置・収集体制確保	収集運搬・処理		■						
災害廃棄物の処理			施設点検	処理(必要に応じて補修)						

図 災害廃棄物の処理スケジュール

6) 災害廃棄物の処理フロー

大規模災害発生時に生じた災害廃棄物は、仮置場に収集された後、破碎・選別等によって可燃物、不燃物、コンクリートがら、柱角材、金属くずに選別され、最終的に再生資材等へのリサイクル、焼却処理、埋立処分を行う。

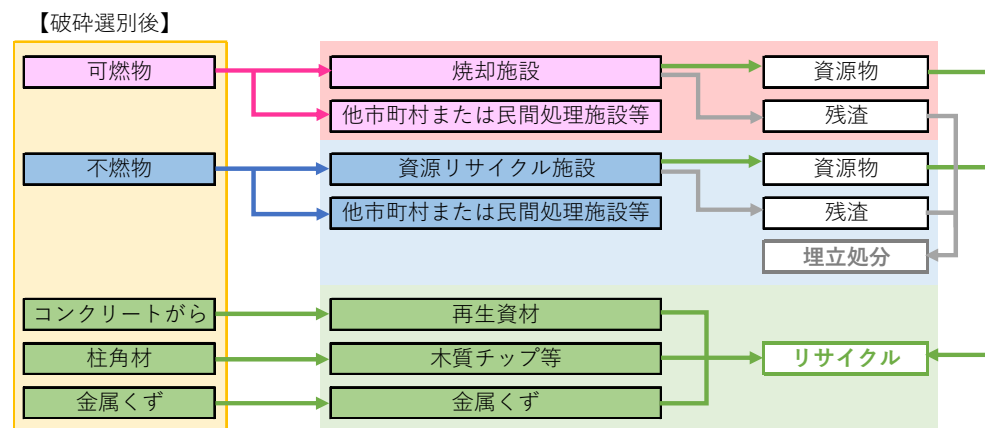


図 災害廃棄物の処理フロー

3. 災害廃棄物対策

1) 組織体制

大規模災害が発生した場合、市長を本部長とする浦安市災害対策本部を設置し、災害対策本部の下部組織として、環境衛生対策部の下に「総括・記録班」「受援班」「廃棄物処理・クリーンセンター班」「トイレ対策班」を編成する。

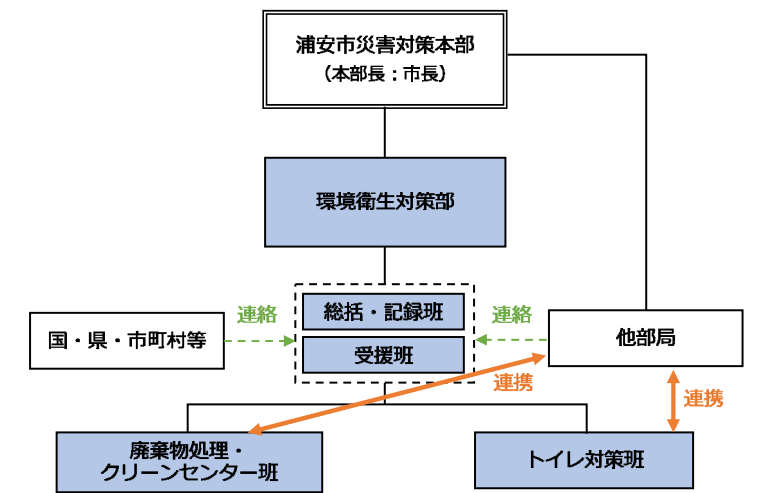


図 環境衛生対策部組織図

出典：浦安市地域防災計画を基に作成

2) 災害廃棄物発生量と仮置場

災害廃棄物の発生量は、浦安市地域防災計画に示されている災害ケースの中で最も大きな被害が想定されている浦安市直下地震建物被害量(冬午後6時(風速8m))をもとに推計した。

その結果、可燃系の廃棄物が約88千t、不燃系が約1,195千t、合計約1,283千t発生し、必要な一次仮置場面積の総合計が約348千㎡となった。なお、災害廃棄物は、全量が同時発生するわけではないが、自区域(市内)での処理が困難な場合は他市町村による広域的処理を行う。

表 浦安市直下地震建物被害量(冬午後6時(風速8m))

区分	建築物数	全壊棟数	半壊棟数	焼失
棟数(棟)	18,672	3,436	4,081	3,800

出典：浦安市地域防災計画

表 災害廃棄物発生量及び一次仮置場必要面積

区分	災害廃棄物発生量(t)	年間処理量(t)	仮置き量(t)	見かけの比重(m³/t)	容量(m³)	積み上げ高さ(m)	仮置場の必要面積(m²)
可燃系	87,898	29,299	58,599	0.4	146,497	5	58,599
不燃系	1,194,963	398,321	796,642	1.1	724,220	5	289,688
計	1,282,861	427,620	855,241	-	870,717	-	348,287

※浦安市地域防災計画の数値を基に算出

表 仮置場の種類

呼称	定義	備考
市民仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所。	被災後、数日以内に設置。一次仮置場への搬出が完了するまでの運用。 地域内の複数個所に仮置場を設けることを検討する。
一次仮置場	処理(リユース・リサイクルを含む)前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所。	災害廃棄物が混合状態で搬入される場合には、分別等のため広い用地が必要。 処理施設又は二次仮置場への搬出が完了するまで運用。 二次仮置場への中継的な機能も持つ。
二次仮置場	災害廃棄物等の一時的な保管及び中間処理(高度な破碎・選別・焼却)を行う。一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱い。	単独市町村での設置が困難な場合、複数市町村共有の仮置場を設置する。 災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理がすべて完了するまで運用。

出典：市町村災害廃棄物処理計画策定モデル(千葉県内用)を基に作成